

## 令和2年第4回弥彦村議会（6月）定例会

### 議事日程（第1号）

令和2年6月8日（月曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 村長招集挨拶  
日程第 4 議長諸報告  
日程第 5 村長行政報告  
日程第 6 報告第 1号 令和元年度弥彦村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について  
日程第 7 議案第28号 令和2年度弥彦村一般会計補正予算（第3号）  
日程第 8 議案第29号 令和2年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第 9 議案第30号 弥彦村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例  
日程第10 議案第31号 弥彦村介護保険条例の一部を改正する条例  
日程第11 議案第32号 弥彦村固定資産評価審査委員の選任について  
日程第12 議案第33号 弥彦村農業委員会委員の任命について  
日程第13 議案第34号 弥彦村農業委員会委員の任命について  
日程第14 議案第35号 弥彦村農業委員会委員の任命について  
日程第15 議案第36号 弥彦村農業委員会委員の任命について  
日程第16 議案第37号 弥彦村農業委員会委員の任命について  
日程第17 議案第38号 弥彦村農業委員会委員の任命について  
日程第18 議案第39号 弥彦村教育委員会委員の任命について  
日程第19 議案第40号 弥彦村教育委員会委員の任命について  
日程第20 請願第 2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願  
日程第21 請願第 3号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出を求める請願

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	渡 邊 富 之 さん	2番	古 川 七 郎 さん
3番	那 須 裕 美 子 さん	4番	丸 山 浩 さん
5番	板 倉 恵 一 さん	6番	柏 木 文 男 さん

7番	小 熊	正 さん	8番	武 石	雅 之 さん
9番	本 多 隆 峰	さん	10番	安 達 丈 夫	さん

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	小 林 豊 彦	さん	副 村 長	廣 瀬 勝 利	さん
教 育 長	林 順 一	さん	総 務 課 長	山 岸 喜 一	さん
防 災 室 長	増 田 規	さん	税 務 課 長	小 森 順 一	さん
住 民 課 長	伊 藤 和 恵	さん	福 祉 保 健 課 長	小 林 健 仁	さん
農 業 振 興 課 長	志 田 馨	さん	観 光 商 工 課 長	高 橋 信 弘	さん
建 設 企 業 課 長	丸 山 栄 一	さん	教 育 課 長	富 田 憲	さん
会 計 管 理 者	水 沢 正 一	さん	公 営 競 技 事 務 所 長	斎 藤 雄 希	さん

---

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	笹 岡 正 夫	書 記	春 日 史 子
-------------	---------	-----	---------

---

◎開会の宣告

○議長（安達丈夫さん） おはようございます。

ただいまから、令和2年第4回弥彦村議会6月定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

---

◎開議の宣告

○議長（安達丈夫さん） 現在の出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（安達丈夫さん） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（安達丈夫さん） 最初に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

8番 武 石 雅 之 さん

9番 本 多 隆 峰 さん

を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

このことにつきましては、先般、議会運営委員会が開催され、協議いただいておりますので、その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

本多議会運営委員長。

○議会運営委員長（本多隆峰さん） おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、令和2年第4回弥彦村議会（6月定例会）の運営について協議するため、下記のとおり開催しましたので、その結果を報告いたします。

1、開催日時、令和2年5月22日（金曜日）、午後2時開会、午後2時27分閉会。

2、開催場所、弥彦村役場委員会室。

3、出席委員、本多隆峰、武石雅之、柏木文男、板倉恵一及び議長。

4、欠席委員、なし。

5、説明のため出席した者、村長、副村長、総務課長。

6、職務のため出席した者、議会事務局長、書記。

7、協議の結果。

委員長開会宣告、村長挨拶に引き続き、6月定例会の提出予定議案は、報告1件、補正予算2件、条例2件、人事9件、その他1件の合計15件であるとの説明が総務課長からありました。

なお、理事者側から、人事9件については、初日に採決をお願いしたいとの申出がありました。

また、そのほか1件の燕・弥彦総合事務組合理約の変更については、最終日に追加提案として上程したいとの申出がありました。

次に、議員提出予定議案について、請願2件が提出されているとの報告があり、協議の結果、所管の常任委員会に付託することにいたしました。

一般質問は、7名の方から通告申出がありました。

会期日程については、6月8日午前10時を招集予定日とし、6月17日までの10日間とすることで話し合いが行われました。

なお、会期日程案は次のとおりであります。

月 日	曜	開 会 時 刻	日 程
6月 8日	月	午前10時	本会議（提案説明） 散会后 全員協議会
6月 9日	火	午前10時	本会議（一般質問）
6月10日	水		休 会
6月11日	木	午前10時	本会議（総括質疑） 散会后 競輪特別委員会 終了後 広報特別委員会
6月12日	金	午前10時 午後1時半	総務文教常任委員会 厚生産業常任委員会
6月13日	土		休 会
6月14日	日		休 会
6月15日	月		休 会
6月16日	火		休 会
6月17日	水	午前10時	本会議（委員長報告・採決）

8、その他。

初日に全員協議会を開催し、理事者側より、枝豆共同選果場建設の進捗状況、第2期弥彦村子ども・子育て支援事業計画の概要、燕・弥彦総合事務組合の統合浄水場施設構築事業の進捗状況の3点について説明を受けることにいたしました。

会議内容は以上のとおりであります。

令和2年6月8日

弥彦村議会運営委員長 本 多 隆 峰

弥彦村議会議長 安 達 丈 夫 様

以上であります。

○議長（安達丈夫さん） ただいま委員長から審議に対する報告がありましたが、他の委員から補足説明はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 補足説明なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議会運営委員長からご報告のとおり、本定例会の会期は本日から6月17日までの10日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は10日間と決定いたしました。

---

### ◎村長招集挨拶

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第3、村長から招集のご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦さん） おはようございます。

令和2年第4回弥彦村議会6月定例会開会に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

まずは、6月定例会開会をお願いいたしましたところ、全議員のご出席を賜り、開会できましたことを心より御礼申し上げます。

議員各位、また村民の皆さんが既にご承知のように、3月以降の3か月間は新型コロナウイルス感染拡大の中で、いかに村内への感染を防止するかの対策に頭を悩ませた毎日でありました。同時に感染拡大による観光など村内産業への支援策を模索した日々でもありました。

また、村民の皆さんには、高齢者支援センター閉鎖など、村内公共施設の閉館、閉鎖。村主催の各種イベントや集会の延期、中止。体育祭など3密を伴う学校行事の延期、中止など、我慢、辛抱をお願いすることばかりでありました。にもかかわらず、村民の皆さんにおかれましては、現在の状況をよくご理解いただき、ご協力いただきました。おかげで、弥彦村からはまだ一人の感染者も出ておりません。本当に感謝申し上げます。

現在は国の緊急事態宣言も解除され、新型コロナウイルスとの闘いは新たな段階に入りました。しかし、宣言の解除はあくまでも爆発的な感染拡大の危機が去ったというだけのことであります。感染患者が出なくなった訳でも、コロナウイルスが消滅した訳でもありません。

東京都は感染者が再び増え始めてきたことから、急遽東京アラートを発動し、感染拡大への警戒を強めております。ウイルス専門の研究者は、感染拡大第2波の発生を警告しております。村のコロナウイルスとの闘いは、長期戦突入が必至であります。息の長い感染防止策がこれからの課題となります。

しかし、短期、長期間問わず、対コロナウイルスの基本は密集、密接、密閉の3密をきっちり守り、感染に結びつく隙をつくらない、このことに尽きると思っております。

したがって、公共施設の封鎖は現時点では当初の7月31日まで続ける判断を変えておりません。村民の皆さんの中には、強いご不満、ご批判の出ていることは十分承知しております。しかし、施設利用を解除し、万万が一、利用した村民の皆さんなどから感染者が出た場合、村とし

ては即刻保育園、小学校、中学校の休業を決断せざるを得ません。

現状では、最低2週間、クラスター発生などの状況によっては休業期間が1か月、あるいはそれ以上に長期化することも覚悟しなければなりません。しかし、これ以上の保育園、学校閉鎖を子供たち、保護者も、先生も耐えていくことは極めて難しいと判断せざるを得ません。ようやく通常通り授業が始まり、元気に通う子供たちをこのままなんとか守りたいと願うのは、私一人ではないと思います。

新型コロナウイルスとの闘いに勝利するのは、感染防止のワクチンが完成、インフルエンザワクチンと同様に接種できるようになったときであることは間違いありません。そのワクチンの開発まで、公共施設利用全面解除を待つのがベストであることは明らかであります。

しかし、現実の社会生活を維持していくためには、それもまたできないことも事実であります。仮に村内に感染者が発生しても、状況に応じた対策が可能になれば、話は違ってまいります。

そのため、教育長と、感染者発生が即保育園、小学校、中学校の全面休業につながらない対応を可能にする支援づくりに着手することを決めました。感染に直接関係する児童だけに限った登校、登園自粛、あるいは学級閉鎖、学年別閉鎖など、状況によって対策する選択を、そのやり方もあるはずです。

国も全面休業以外の対応を基本的には認めております。であるならば、専門家のご意見、ご指導をいただき、村独自の対応指針、基準を早急に作成することが必要と判断いたしました。指針、基準ができれば、感染者の発生状況、それに国・県の対応施策を考慮して、村内公共施設取扱いも臨機応変に判断できるようになります。したがって、議員各位並びに村民の皆さんには、いましばらくのご辛抱をお願い申し上げます。

次に、議員各位、村民の皆さんには、来年度以降の村政運営がかつてない厳しい状況に直面することを是非ご理解いただきたいと思っております。今年後半から、予想される深刻な不況による税収の大幅な落ち込みは、間違いなく村の財政を危機的な状況に陥らせます。

令和2年度は政府のなりふり構わぬコロナ対策の財政出動で、村の財政を何とかしのぐことができると思われまふ。しかし、来年度以降は神風が吹かない限り、どういう事態になるかさえ見通しが難しい事態に直面しております。

村としては、無駄をこれまで以上に徹底してなくす一方、自主財源の確保に全力を投入しなければなりません。幸い弥彦村は、2つの自主財源獲得のエンジンを持っております。競輪事業とふるさと納税であります。

幸運なことに、競輪は来年10月、6年ぶりに寛仁親王牌開催が決まっております。確実に車券の売上げ増大が期待できます。ミッドナイト競輪も安定した売上げを見込めます。つい先週金曜日、土曜日終わりましたミッドナイト競輪は、合計で7億円を超える売上げを達成しております。昨年だと4億円だったと思っておりますけど、大幅に期待いたしますので、これはこのまま続けることができるんじゃないかというふうに期待しております。

一方、ふるさと納税は、不況という逆境の中、長期戦を強いられることは間違いありません。

しかし、村の返礼品の8割以上が日常生活に欠くことのできない主食のお米であります。寄附による税控除効果で、お米の値段は割安になり、しかも自宅まで宅配されるという外出自粛の要請にも合致します。むしろ増えるのではないかとの期待さえあります。

実際に納税者のお得感を出すため、伊彌彦米を5月から値下げいたしました。キャッチフレーズは、コロナ対策に疲れた消費者に対する生活応援であります。値下げは5月1日からで既に効果ははっきり出ております。お米によっては4月に比べ、5.7倍もの申込みの殺到しているものも出ております。しかも令和2年度産、この秋の新米は全日本空輸が国際線のファーストクラス、ビジネスクラスの食事に採用することが内定しています。逆境、逆風を押し返すことが十分期待できます。

更に弥彦村は全国に誇れる枝豆を今年から返礼品に加えました。来年度、共同選果場が操業を開始すれば、大きく寄与してくれるものと確信しております。

弥彦村には、他の市町村にない強みがあります。全村一丸となって対処をする限り、どんなに厳しい状況になっても必ずや乗り切れると確信しております。

長くなりましたが、今一つ皆さんにご報告し、ご理解を賜りたいことがございます。弥彦観光協会会長、彌彦神社氏子総代、3月末に急逝された故神田睦雄氏のしのぶ会が計画されております。その実行委員長に私が就任いたしました。一民間人のしのぶ会の責任者に自治体の首長が就任することはあまり例がありません。異例のケースと承知しております。

3月27日、神田氏が突然亡くなられたと報告を受けたとき、あまりの突然のことに啞然、茫然といたしました。同時に、新型コロナウイルス感染者の発生を何としても防がなければならないと決断いたしました。まさに危機管理が試される事態でありました。

翌28日、神田家を弔問、ご遺族に対し、新型コロナウイルス感染から村を守るため、通夜、告別式の簡素化を強くお願いいたしました。故神田氏のそれまでの経歴、実績、人脈から、弔問者は軽く1,000人を超えると見られたからであります。まさに密集、密接、密閉が現実のものとなります。

国の緊急事態宣言以後、家族葬は当たり前のこととなっておりますが、3月下旬の段階ではいまだ通常の葬儀が執り行われておりました。ご遺族にとってはとんでもない要請だったと思います。しかし、村を守るため、苦渋の判断をされ、ご承諾いただきました。

通夜は簡素にかつ短時間に、告別式は自宅で、ご家族の方だけで執り行っていました。村としては、神田家ご遺族の決断にお応えするとともに、県内外にたくさんおいでになる故人と親しかった皆様にお別れの機会を設けるために、彌彦神社、弥彦観光協会と一緒にしのぶ会を開催することを決めました。現時点では7月31日を予定しております。

以上の理由から、私の実行委員長就任と、村からの必要費用負担のご了承をお願いするものであります。よろしくお願い申し上げます。

最後に、今会議に上程いたしました議案につきまして、慎重なご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

---

#### ◎議長諸報告

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第4、議長からの諸般の報告であります。新型コロナウイルス対応での自粛要請により、3月定例会以降に予定されました全ての行事は中止及び縮小、または書面決議となっております。そのため、ここで報告する内容はありませんでしたので、省略とさせていただきます。

次に、監査委員から例月出納検査の結果が議長宛てに提出されております。事務局長をもって報告いたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（笹岡正夫さん） それでは、命によりまして報告をさせていただきます。

監査委員さんからの報告書の写しにつきましては、議案書の1ページから6ページにお示ししてあるとおりでございます。

なお、3月定例会で可決をされました、基礎年金の改善を求める意見書につきましては、3月18日付で議長名をもって政府等関係機関宛てに送付いたしておりますことをご報告を申し上げたいと思います。

報告は以上でございます。

---

#### ◎村長行政報告

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第5、村長から行政報告をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦さん） それでは、行政報告を行わせていただきます。

私も議長と当然、同様、県及び国とのいろいろな会議、それから陳情等、一切ございませんでした。東京出張は3月以降、1回も行っておりません。県も2回ほど行っただけで、あとは全部村内だけの行政報告となることをご承知いただきたいと思っております。

3月24日、弥彦小学校卒業式、これは本来ならば卒業生と保護者だけの卒業式となるところでありますけれども、私のほうが教育長にお願いして何としても出させてくださいと、子供たちに対して、一言おわびの言葉、それからお祝いを申し上げたいということで、出席させていただきました。子供たちに対して、私どもの真意を、あるいはお祝いを申し述べさせて、機会をいただいたことは、非常にありがたく思っております。

同日、県知事と副知事を県庁に訪問いたしました。これは、皆さんご承知のように、4月1日から副村長に廣瀬さんが弥彦村に来ていただきました、そのお礼でございます。

4月1日、西蒲警察署新署長来庁、そのほかにも、吉田病院新病院長来庁とかありますけど、これは恒例の新任の挨拶でありました。

4月3日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議、これはこれ以後、5月18日の第8回新型



コロナウイルス感染症対策本部会議を開いておりますけれども、いずれも例えば公共施設の休止の延長等々の議題を検討したものであります。

それから、4月9日、農業振興に関する懇談会、これは今年何としても枝豆の共同選果場を建設し、来年から操業したいということでありましたので、関係者の皆さんに集まってもらって、協議及び意志を統一した、そのために設けた機会でございます。

続きまして、5月29日、弥彦むすめPR活動、これは、JAの弥彦支店さんが企画してくれまして、今年から弥彦むすめの枝豆をふるさと納税の返礼品に加えましたことからありまして、そのための宣伝の行事でございました。

6月1日、県の総務管理部長が来庁されました。この方は三条市出身で、財務省から派遣されておいでになってます。多分7月にお戻りになると聞いたものですから、是非1回、弥彦村に来て、ゆっくり説明と、あるいは見ていただきたいと。本省に帰られても、弥彦村を応援してくださいというお願いのために来ていただきました。

6月3日、おかみさん会来庁、これは弥彦の旅館組合のおかみさんたちがお見えになりました。具体的には既に報道されておりますが、県が実施しています旅館対策のクーポンに対して村独自に2,000円の上積みを同額、第1回目と同額に支給をすることを決定いたしました。

6月5日、防災・災害対策に関するセミナー、これは弥彦村あるいは県でも初めてだと思いますけれども、ウェブを使いまして、全市町村あるいは、これは希望の市町村でしたですかね、私も村長室から参加いたしまして、ウェブを使ってやりました。これから先、こういった会議はかなり頻繁になるというふうに予想されています。

残念ながら防災対策については、弥彦村は光ファイバーは敷いてありませんでした。本日午後、村長室あるいは役場庁内に光ファイバーを使えるように工事をいたしまして、これからは防災会議につきましてもウェブ会議に参加できるようになるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

---

#### ◎報告第1号～議案第40号の上程、説明

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第6、報告第1号 令和元年度弥彦村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてから、日程第19、議案第40号 弥彦村教育委員会委員の任命についてまでの、以上14案件を一括して議題といたします。

これより提案者から提案説明をお願いいたします。

村長。

○村長（小林豊彦さん） 令和2年第4回弥彦村議会6月定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の要旨をご説明いたします。

報告第1号 令和元年度弥彦村一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきましては、農林水産業費、商工費、土木費、教育費のそれぞれの事業について、繰越明許費に係る歳入歳出予算の経

費を翌年度へ繰り越したものであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

議案第28号 令和2年度弥彦村一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出の総額48億770万2,000円に、歳入歳出それぞれ3,104万円を追加し、総額を48億3,874万2,000円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、15款県支出金1,183万2,000円、18款繰入金、基金計繰入金2,065万2,000円、歳出の主なものとしたしましては、4款衛生費、上水道費3,100万円、7款商工費減800万円などであります。

第2条の地方債の補正につきましては、県営土地改良事業の事業費の変更に合わせて充当額を減額するものであります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に関連して、中止、延期となった事業費を減額する一方、感染症拡大防止を目的とした事業費を増額するとともに、国・県補助事業の内示状況に合わせた補正を行うものであります。

議案第29号 令和2年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出の総額137億9,000万円から、歳入歳出それぞれ39億4,700万円を減額し、総額を98億4,300万円とするものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、1款競輪収入減38億1,608万4,000円、4款諸収入減1億8,069万3,000円、5款繰入金5,000万円、歳出の主なものとしたしましては、2款競輪事業費、競輪開催費減39億4,639万円であります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした、本場開催及び場外発売の中止、無観客での本場開催実施に合わせた補正を行うものであります。

議案第30号 弥彦村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第31号 弥彦村介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法施行令等が一部改正されたことに伴い、低所得者層の介護保険料が減額となる改正を行うものであります。

議案第32号 弥彦村固定資産評価審査委員の選任につきましては、現委員であります、弥彦村大字矢作3114番地1、半間邦雄氏の任期が6月24日をもって満了となりますことから、半間氏の再任につきまして、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第33号から議案第38号 弥彦村農業委員会委員の任命につきましては、弥彦村大字上泉1497番地、柄澤栄氏、弥彦村大字矢作1751番地、安達具視氏、弥彦村大字大戸557番地、諸橋一彦氏、弥彦村大字井田2686番地1、丸山哲也氏、弥彦村大字麓7135番地、武石豊氏、弥彦村大字矢作1930番地、前山雅子氏の任命について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期につきましては、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間であります。

議案第39号及び議案第40号 弥彦村教育委員会委員の任命につきましては、委員の1人が任期中に退任しましたことから、その後任として、弥彦村大字中山329番地12、小野塚正史氏の任命について、また、現委員であります、弥彦村大字井田2836番地、渡邊一嘉氏の任期が6月22日をもって満了となりますことから、渡邊氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第32号から議案第40号の人事案件につきましては、会期初日に採決いただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わりますが、十分ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（安達丈夫さん） ただいま村長から提案説明が行われましたが、より円滑な審議を進めるために、担当課長から補足説明をお願いいたします。

最初に、総務課長、お願いします。

〔担当課長より補足説明あり〕

○議長（安達丈夫さん） 続いて、住民課長、お願いいたします。

〔担当課長より補足説明あり〕

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

続いて、税務課長。

〔担当課長より補足説明あり〕

○議長（安達丈夫さん） 続いて、福祉保健課長、お願いします。

〔担当課長より補足説明あり〕

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

続いて、農業振興課長、お願いします。

〔担当課長より補足説明あり〕

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

次に、観光商工課長、お願いします。

〔担当課長より補足説明あり〕

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

続いて、建設企業課長、お願いします。

〔担当課長より補足説明あり〕

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

続いて、教育課長、お願いします。

〔担当課長より補足説明あり〕

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

最後になりますが、公営競技事務所長。

[担当課長より補足説明あり]

○議長（安達丈夫さん） ありがとうございます。

以上で補足説明を終わります。

---

#### ◎報告第1号の質疑

○議長（安達丈夫さん） ここでお諮りいたします。ただいま村長から提案されました14案件のうち、人事9案件につきましては、委員会付託を省略して本日採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（安達丈夫さん） 異議なしと認めます。

したがって、人事9案件は本日採決することに決定をいたしました。

それではこれより本日の審査に入りますが、人事9案件の審査の前に、日程第6、報告第1号令和元年度弥彦村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

ご質疑があればこれを許します。ご質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号は終了といたします。

---

#### ◎議案第32号の質疑、討論、採決

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第11、議案第32号 弥彦村固定資産評価審査委員の選任についてを議題といたします。

本件の委員に半間邦雄さんを任命することについて、ご質疑があればこれを許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

続いて討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（安達丈夫さん） 討論なしと認めます。

議案第32号の固定資産評価審査委員の選任について、村長提案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[起立全員]

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第32号の任命については同意することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第33号～議案第38号の質疑、採決

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第12、議案第33号から、日程第17、議案第38号までの弥彦村農業委員会委員の任命についての6案件を一括して議題といたします。

まず、議案第33号 農業委員会委員に柄澤栄さんを任命することについて、質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第33号について、村長提案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第33号の任命については同意することに決定をいたしました。

次に、議案第34号 農業委員会委員に安達具視さんを任命することについて、ご質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第34号について、村長提案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第34号の任命については同意することに決定をいたしました。

次に、議案第35号 農業委員会委員に諸橋一彦さんを任命することについて、ご質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第35号について、村長提案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第35号の任命については同意することに決定いたしました。

次に、議案第36号 農業委員会委員に丸山哲也さんを任命することについて、ご質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第36号について、村長提案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第36号の任命については同意することに決定いたしました。

次に、議案第37号 農業委員会の委員に武石豊さんを任命することについて、ご質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第37号について、村長提案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第37号の任命については同意することに決定をいたしました。

次に、議案第38号 農業委員会の委員に前山雅子さんを任命することについて、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第38号について、村長提案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第38号の任命については同意することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第39号及び議案第40号の質疑、採決

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程18、議案第39号及び日程第19、議案第40号 弥彦村教育委員会委員の任命についての2案件を一括して議題といたします。

まず、議案第39号、教育委員会の委員に小野塚正史さんを任命することについて、ご質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第39号について、村長提案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第39号の任命については同意することに決定をいたしました。

次に、議案第40号、教育委員会の委員に渡邊一嘉さんを任命することについて、ご質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第40号について、村長提案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（安達丈夫さん） 起立全員と認めます。

したがって、議案第40号の任命については同意することに決定いたしました。

---

#### ◎請願第2号及び請願第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（安達丈夫さん） 次に、日程第20、請願第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願及び日程第21、請願第3号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出を求める請願を一括して議題といたします。

これより、請願第2号について紹介議員から趣旨説明をお願いいたします。

9番、本多隆峰議員。

○9番（本多隆峰さん） 請願第2号、2020年5月19日、弥彦村議会議長安達丈夫様。請願者、亀山淳。住所、新潟市西蒲区馬堀5664。紹介議員、本多隆峰であります。

それでは、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願。

1、請願の趣旨。

加齢性難聴は、コミュニケーションを困難にするなど、日常生活を不便にし、生活の質を落とす大きな原因になるばかりか、最近では鬱や認知症の危険因子になることも指摘されています。コミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが、脳の機能低下につながり、鬱や認知症につながるのではないかと考えられています。

この聞こえの悪さを克服し、音や言葉を聞き取れるようにし、日常生活を快適に過ごすことができるように補完するのが補聴器です。

日本の難聴者率は欧米に比較して大差はないと言われています。一方、補聴器の使用率は、欧米と比べると大きな開きがあり、日本補聴器工業会の調査報告によりますと、イギリスの47.6%

に対して、日本は14.4%と極端に低い数値となっています。

この背景には、日本において補聴器が高額であることと、補助制度の不十分さがあります。

補聴器は片耳当たりおおむね15万円から30万円と高価で、しかも保険適用がありません。そのため、全額自己負担となります。身体障害者である高度、重度難聴の場合は補装具支給制度により負担が軽減されています。

また、中等度難聴の場合は、購入後に医療費控除を受けられますが、その対象者は僅かです。約9割の人は自費で購入しています。この高額な価格と補助制度の不十分さが、特に低年金暮らしの高齢者の補聴器の使用を妨げています。

欧米では、補聴器購入に対する公的補助制度が既に確立されていますが、日本では一部の自治体で加齢性難聴者の補聴器購入制度を行っているのみです。

耳が聞こえにくい、聞こえないことが高齢者の社会参加や再雇用などの大きな障害となっています。高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができれば、認知症の予防、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながります。

つきましては、私たちの切実な願いである下記請願事項を採択し、地方自治法99条に基づいて、内閣総理大臣をはじめ、関係部署に意見書を送付されますようお願いいたします。

## 2、請願事項。

加齢による難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書を提出してください。以上であります。

○議長（安達丈夫さん） ただいま説明のありました請願第2号について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

次に、請願第3号について、紹介議員から趣旨説明をお願いいたします。

2番、古川七郎議員。

○2番（古川七郎さん） 弥彦村議会議長、安達丈夫様。請願書、請願者、亀山淳様。住所、新潟市西蒲区馬堀5664。紹介議員、古川七郎。

後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書提出を求める請願。

請願趣旨。

2019年2月19日、政府の全世帯型社会保障検討会議が中間報告をまとめました。その中で、75歳以上の高齢者医療の負担について、負担能力に応じたものへと改革していくとし、一定所得以上の人は医療費の窓口負担を2割とすること、団塊世代が75歳以上になり始める2022年度までに実施できるよう法制上の措置を講ずるとしています。

こうした負担増の検討の進行に対して、全国後期高齢者医療広域連合協議会は、昨年6月6日に後期高齢者医療制度に関する要望書を政府に提出し、制度の根幹である高齢者が必要な医療を



確保するという観点から現状維持に努めることと表明しています。老人クラブや医療関係団体からも負担増についての検討、中止を求める意見が相次いで出されています。

中央社会保障推進協議会、全日本年金者組合、日本高齢期運動連絡会などで、75歳以上の医療費2倍化反対署名に2018年から取り組み、2019年9月までに各団体や各地の老人クラブなどの協力もいただき、50万筆が集約され、国会に提出いたしました。今年も75歳以上医療費窓口負担2割化に反対する請願署名に取り組んでいます。

この制度が実施されれば、高齢者の生活はますます苦しくなってしまいます。高齢者の所得の8割は公的年金が占め、約7割の世帯が公的年金のみで生活しています。その年金も減らされ続けて、2020年には2013年比で実質支給額は6.4%も減っています。更に、高齢者の貧困化の深まりで、生活保護を受給している高齢者世帯は増えています。これ以上の負担増は大幅な受診抑制を引き起こし、高齢者の生存権が脅かされることとなります。

つきましては、後期高齢者の暮らしと健康、命を守るために、下記請願事項を採択し、地方自治法99条に基づいて、内閣総理大臣をはじめ、関係部署に意見書を送付されるよう請願いたします。

請願事項。

後期高齢者の医療費窓口負担については現状維持に努めることとの意見書を提出してください。以上です。

○議長（安達丈夫さん） ただいま説明のありました請願第3号について、ご質疑があればこれを許します。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（安達丈夫さん） 質疑なしと認めます。

以上で、請願第2号及び第3号の趣旨説明を終わります。

なお、請願2案件につきましては、お手元に配付の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することといたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（安達丈夫さん） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次回は、6月9日午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前11時22分)